



国土建労第1115号  
平成30年12月3日

(一社) 全国クレーン建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を  
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（平成30年12月3日付け国土建推第21号・国土建労第1140号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「東京電力福島第一・第二原子力発電所の周辺地域における作業では、労働者の賃金等に加えて特殊な作業環境及び安全確保を踏まえた手当、諸経費を適正に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。

なお、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算の上、加算した金額（参考値）の公表を行っているので、併せて周知をお願いする。

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に依るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に含まれる諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。  
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。  
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。  
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものである。
- 7 この表は、「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

〔上段：公共工事設計労務単価  
下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舎費等) (参考値)〕

地方支庁 道庁名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電気	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	所定労働時間内8時間当たりの金額(単位:円)															
															運転手(特殊)	運転手(一般)	港かん工	港かん工(世帯)	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員									
北海道	01 北海道	19,800	16,300	13,500	18,900	24,200	21,700	-	21,100	20,100	22,200	22,900	22,200	24,400	19,500	16,600	32,200	38,200	25,900	33,400	25,600									
		(27,800)	(22,900)	(19,000)	(26,600)	(34,000)	(30,500)	-	(28,700)	(28,300)	(31,200)	(32,200)	(31,200)	(34,300)	(27,400)	(23,300)	(45,300)	(53,700)	(36,400)	(47,000)	(36,000)									
		東北	02 青森県	23,000	16,900	12,900	18,800	24,700	22,700	-	-	18,500	24,100	21,400	20,300	22,900	24,800	22,800	31,800	37,800	28,100	34,000	24,800							
				(32,300)	(23,800)	(18,100)	(26,400)	(34,700)	(31,900)	-	-	(26,900)	(33,900)	(30,100)	(28,500)	(32,200)	(34,900)	(31,800)	(44,700)	(53,100)	(39,500)	(47,800)	(34,900)							
				関東	08 茨城県	20,600	19,100	13,300	20,200	23,400	24,700	26,300	24,700	20,700	24,300	22,900	24,100	27,400	22,300	18,400	28,900	34,200	27,500	29,100	23,400					
						(29,000)	(26,900)	(18,700)	(28,400)	(32,900)	(34,700)	(37,000)	(34,700)	(29,100)	(34,200)	(32,200)	(33,900)	(38,500)	(31,400)	(25,900)	(40,600)	(48,100)	(38,700)	(40,900)	(32,900)					
						中部	21 岐阜県	21,400	19,100	14,200	20,700	25,500	24,700	27,200	26,000	20,300	23,600	23,400	23,900	26,200	22,200	19,200	30,600	36,100	26,500	32,400	24,700			
								(30,100)	(26,900)	(20,000)	(29,100)	(35,900)	(34,700)	(38,200)	(36,600)	(28,500)	(33,200)	(32,900)	(33,600)	(36,800)	(31,200)	(27,000)	(43,000)	(50,800)	(37,300)	(45,600)	(34,700)			
								近畿	18 福井県	19,400	16,500	12,500	19,300	22,600	21,200	-	-	18,800	21,500	21,000	22,800	22,600	18,700	18,300	28,800	34,100	22,700	30,700	23,100	
										(27,300)	(23,200)	(17,600)	(27,100)	(31,800)	(29,800)	-	-	(26,400)	(30,200)	(29,500)	(32,100)	(31,800)	(26,300)	(25,700)	(40,500)	(47,900)	(31,900)	(43,200)	(32,500)	
中国	31 鳥取県									17,500	14,200	12,500	17,500	21,500	21,200	-	-	18,900	17,200	20,900	20,100	20,800	22,100	16,300	14,300	30,100	35,600	24,600	33,500	23,200
										(24,600)	(20,000)	(17,600)	(24,600)	(30,200)	(29,800)	-	-	(26,600)	(24,200)	(28,400)	(28,300)	(29,200)	(31,100)	(22,900)	(20,100)	(42,300)	(50,100)	(34,600)	(47,100)	(32,600)
		四国	36 徳島県							19,900	17,800	13,400	17,400	26,500	21,700	-	-	18,800	20,700	20,800	20,300	23,700	17,800	16,700	30,800	36,400	23,100	31,700	23,700	
										(28,000)	(25,000)	(18,800)	(24,500)	(37,300)	(30,500)	-	-	(26,400)	(29,100)	(29,200)	(28,500)	(33,300)	(25,000)	(23,500)	(43,300)	(51,200)	(35,500)	(44,600)	(33,300)	
				九州	40 福岡県					20,300	18,100	12,700	17,500	23,100	22,200	23,000	22,100	19,000	21,500	20,000	20,000	22,200	23,300	19,700	17,000	31,700	37,900	28,700	32,100	23,500
										(28,500)	(25,400)	(17,900)	(24,600)	(32,500)	(31,200)	(32,300)	(31,100)	(26,700)	(30,200)	(28,100)	(31,200)	(32,800)	(27,700)	(23,900)	(44,600)	(52,700)	(40,400)	(45,100)	(33,000)	
						沖縄	47 沖縄県			20,000	17,600	13,600	-	21,600	26,100	18,500	-	15,900	23,900	19,000	22,700	22,700	22,700	20,000	32,000	37,900	28,200	27,200	22,000	
										(28,100)	(24,700)	(19,100)	-	(30,400)	(36,700)	(26,000)	-	(23,900)	(33,600)	(26,700)	(31,900)	(31,900)	(31,900)	(28,100)	(45,000)	(53,300)	(40,800)	(38,200)	(30,900)	

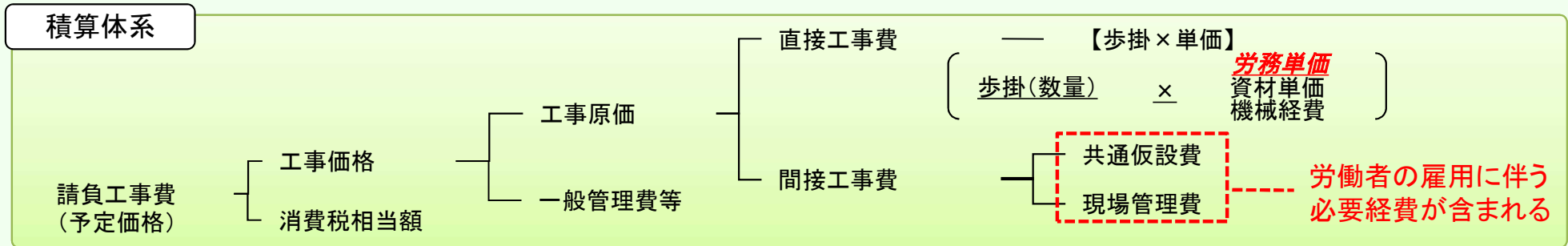




## 現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・**建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない**  
 (必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



## 課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、**技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられている**との指摘がある。

## 対策

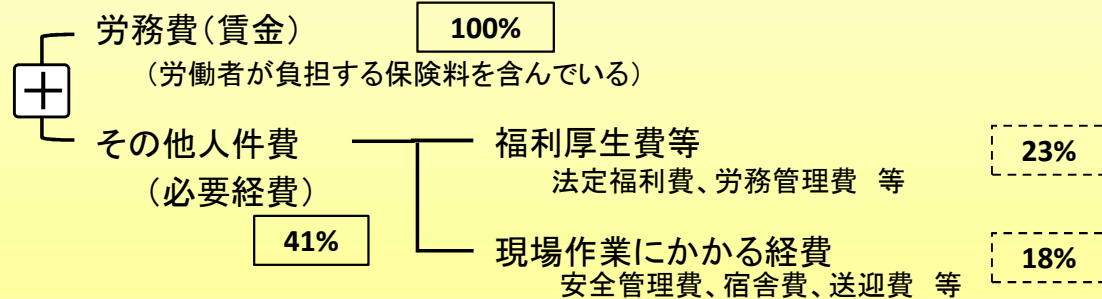
公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う**必要経費を含む金額**とを**並列表示**し、**公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。**

### 並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100 (25,400)	12,600 (17,700)
□□県	19,200 (27,000)	12,800 (18,000)

(上段) : 公共工事設計労務単価  
 (下段) : 公共工事設計労務単価 + 必要経費

### 労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値

(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である